［条を削る。］

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	最低修得単位数			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	栄養教育実習	教職実践演習	栄養教諭の専修免許状	栄養教諭の一種免許状	栄養教諭の二種免許状
右項の各科目に含めること	教職の意義及び教員の役割						二	二	二
	教員の進路選択								
	教職員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）								
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）					四	四	二
	幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程を含む。）								
	教育に関する制度及び経営の意義及び特別支援教育の理念並びに教育課程の意義及び方法（情報機器及び教材の活用を含む。）								
	教育課程及び指導法及び生徒指導の理論及び方法						四	四	二
	道徳教育の理論及び方法								
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						四	四	二
	教育実習						二	二	二
	教職実践演習						二	二	二

備考

一　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

二　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の五　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。